

平成22年第4回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年11月26日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年11月26日 9時48分			議長	坂口久信
	散会	平成22年11月26日 10時12分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席10名 欠席2名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	欠
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	欠
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	9番	末次利男	10番	山口光章	12番	木下繁義
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	寺田 恵子		針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩島 正昭	環境水道課長	土井 秀文		
	副 町 長	永淵 孝幸	農林水産課長	新宮 善一郎		
	教 育 長	陣内 碩泰	税務課長	江口 司		
	総務課長	岡 靖則	建設課長	川崎 義秋		
	企画商工課長	桑原 達彦	会計管理者	坂本 豊		
	財政課長	大串 君義	農業委員会事務局長	藤木 修		
	町民福祉課長	每原 哲也	学校教育課長	高田 由夫		
健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	井田 光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成22年11月26日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程  
町長提案 議案第79号～議案第82号  
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第79号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

---

午前9時48分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成22年11月臨時議会の招集に基づき、応召出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

なお、下平議員と久保議員より欠席届が提出をされております。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから平成22年第4回太良町議会臨時会第1回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、9番末次君、10番山口光章君、12番木下君、以上3君を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 日程第3 議案一括上程

### ○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の一括上程。

町長提案の議案第79号から議案第82号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

### ○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成22年第4回太良町議会臨時会第1回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第79号から議案第82号は、国家公務員の給与改定に準じ、議員、町長、副町長、教育長及び職員の給与等を改正するため提案するものでございます。御審議方よろしく願います。

### ○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

## 日程第4～第6 議案第79号～議案第81号

### ○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第79号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6. 議案第81号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

最初に、議案第79号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第80号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第81号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第82号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方、ありませんか。

○9番（末次利男君）

この議会に入る前に説明を受けましたので、大体この改正については理解をしておりますけれども、全体的なことについて質問させていただきますが、この人件費というのが、平成15年、920,000千円ぐらいあった人件費が、最近780,000千円ぐらいに下がっております。130,000千円余りの推移で下がっておると。

川下議員やったですかね、この開会前に話もあってございましたけれども、定員管理はどんどん下がっていくし、それにしただがって職員の事務事業というんですか、そういったものがどんどん増大している中で、給与の引き下げということになれば、もちろんモチベーションが下がって心強い行政運営ができないんじゃないかという質問もあってございましたけれども、まさにそういう相反する側面も含めておりますし、当然ながら今回の引き下げで、幾らやったですかね、実績的にお知らせをいただきましたけれども、職員で859千円ですか、議員で520千円ということです。したがって、全体的なこのラスパイレス指数というのは、これは全体、国家公務員から下げるわけですから、全体下げるわけですがけれども、大体どのぐらい

の数値になるのか。

それと、いずれにしても経常収支比率の引き下げにつながるんじゃないかと思えますけれども、どのような数値にその辺はなりますかね。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

まず、ラスパイレス指数の件なんですけれども、昨年もちよつと11月の臨時議会でも説明しましたけれども、今回、21年度のことし1月に発表があった数字だけしかまだわかりませんが、21年度が94.1、国を100とした場合がうちは94.1、県内の町村の平均が95です。うちは94.1で、県の平均よりもうちは下だというふうな状況になっています。県内の全市町の平均が21年度が96.9で、うちが94.1という状況になっております。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

今回の給与改定に伴う人件費の減ということで、例えば、約10,000千円と仮定をした場合、おそらく三千何百万円ぐらいで経常収支比率が1%減るということを考えますと、0.3%から0.4%ぐらいじゃないだろうかというふうに今現在ちよつと考えております。

以上です。

**○9番（末次利男君）**

このことに関連してですね、要するに、各委員の報酬、これはもう報酬等審議会が改定をどうされるのかということになるわけなんですけれども、もちろん先ほどのお話を関連するわけなんですけれども、私たちは一昨日ですかね、嬉野市の行革委員との懇談会をもちまして、そこに34歳でしたか、議員がおられました。名前は申しませんが、現在2期目に入って独身だそうです。その人いわく、「私が結婚しておったら、到底この議員にはなれなかったでしょう」という言葉がありまして、非常に我々これから先、議会制民主主義を進めていく中で大きな問題であるなという感じがいたしました。やはり町の活性化というのはいろんなその要素があるわけなんですけれども、議会の活性化にしてもしかり、若ければいいということではないんですけど、そういった世代間の代表というのも当然やっぱり必要であると思うし、そういった意味から、今後どんどん下げていくと職員にしてもしかり、議会にしてもしかり、そういう、これはもういたし方ない状況の中ですけれども、そういうことがありますけれども、いずれにしてもこれを踏まえていわゆる報酬等審議会に諮問されるんじゃないかと思えますけれども、その辺の率直な考え方といいますか、どのような考えを持っておられるか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

報酬等審議会にかける分については、報酬の減額とか見直し、そういうのをかけるときにはやっぱり報酬等審議会にかけなくちゃいけないと思っています。今回は期末・勤勉手当の

率の改定だけですので、報酬等審議会には上程はいたしませんけれども、やっぱり今回給与の減額とかいろいろな減額になっておりますけれども、過去の状況からいくと、うちも行財政改革で町長とか各種議員たちの報酬等も下げた経過があります。当然、時代の情勢によっては引き上げとかいろいろなところもやっぱり模索する必要があるかと思っておりますけれども、現在の状況ではまだ民間等の給与も低い状況で、結果的にはこの人事院勧告についても民間等の給与を比較した上での最終的な判断だと思っておりますので、そういうのを判断すると、今引き上げとか引き下げとか、そこら辺については私のほうからどうこうはできませんけれども、やっぱりその状況に合った状況では見直しも必要かなと思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○6番（川下武則君）

先ほどもちょっと総務課長にもお話ししたんですけど、これは皆さん管理職の方にはちょっと聞きたかとはばってんですよ、勤勉手当から何から職員の働く意欲がなくなる、こういうのを国がこうやって、ごっといごっとい来るわけじゃなかですか。役場の職員を保護するわけじゃなかとはばってん、太良町役場に働いてよかったなど、裏を返せば川武に決まってよかったなど、うちの職員たちも言えるやっぱり職場をつくっていく中で、何とかこれは反論でけんもんかなというふうに思っております。

さっきも末次先輩議員が言ってくんしゃったごと、議員にしてもしかりです。実際、私と見陣議員が一番太良町で若いと。若い議員が出てきikiran、何でかといったら、やっぱりそれで生活のでけんとです。実際、私も建設業しよるけん生活できるばってんが、議員報酬なんかでとんでもない話です。

これは私が声を大にして言いたかとは何かといったら、国のほうが自分たちの給料もどうのこうのということももちろんやろうばってんが、県がですね、県と太良町の職員たちが同じだけもらいよったら、それは下げてもよかです。だけど、太良町の職員自体が私も何回か見たばってんが一番下のほうじゃなかですか。県の職員たちと比べて低か中にまたこがんとも勤勉手当から何からですよ、期末からみんな下げていくといったら、働く意欲もなくすどじゃなかかなと、そういうふうに思っております。

実際、病院でも何でも一緒ですけど、やっぱり働いた人たちが報われる、ただ免許も持っておるけんが、ただ長ごう働いておるけんが、いっぱい給料ばもらえるじゃなくて、やっぱり働いた旨は働いた分だけきちっともらえる制度にしていかなばいかなじゃなかかなと思っております。

ただ、私がここで踏み込んでいろいろ言いたかこともいっぱいあります。実はうちなんか県のほうからの指導で、できれば定年退職を63歳に引き上げろとか、65歳に引き上げろと言われるばってんが、町の職員なんか60歳じゃなかですか。そいぎ、あと年金ばもらうまで何

ばするとですか。町の職員が何もそがんでできることは余りなかと思うです。そがんとから何からやっぱり改正していくべきはですよ、ちかつとは改正したりとかいろいろせんばいかんじゃなかかなと思います。

特に、ここにおられる管理職の方なんか、何年かたったら退職ですよ、そいぎ、この65歳まであと5年間何ばして生活ばするとやろうかと。百姓ばしわえる者はよかです。漁に出わえる者はよかです。だけど、そがん出わえんしゃる者はあんまりおらんと思うです。そいけん、そがんとも考えて将来的に少しずつ改革もしていってもらえれば助かると思います。

実際、私はここで、ことしいっぱいで退職される江口課長にどういう考えかちょっと聞きたいなと思いますけど、いかがでしょうか。お願いします。

#### ○税務課長（江口 司君）

お答えします。

その質問は私が答えていいのかどうか、ちょっとわかりませんが、議員おっしゃるとおりに、県下の要するに、ラスパイレスからいけば太良町は財政的にも努力しながら職員の報酬としては報われていないと。結局、60歳定年後にですね、65歳の本格的な年金支給までは5年あるわけですけども、その間の食いつなぎをどうするかというふうな、これは真剣な問題でして、今ここにいらっしゃる課長については昭和28年以降ですかね、の方については年金が65歳支給ですから、なお一層苦しくなるという現状がございますので、議員がおっしゃられることについては全くそのとおりでということに尽きると思います。

以上です。

#### ○10番（山口光章君）

川下議員の御意見は十分私たちもそうだなと思うような面がございます。この行財政改革の折に、国、県、かれこれそういった形で減額をすると。わずかなものでございますけれども、私議会に長年おりましたけれども、その中でやはりこの減額というのが毎年、あるいは何年に一回か減る一方でそういうふうな状態になっておるわけですよ。それはこのままいくとずっと下がる一方というようなことで、職員たちの間でも40代の方々なんかは、それは私よくわかりますけれども、全くこの厳しいもんだと、そのように感ずるわけでございます。そしてまた、私たち議会も金のことにはどうのこうの、上がったほうがいい、減ったら困ると、何でかといったら、やはりそれだけ町民のために各自いろいろな活動をせにゃいかんと、そういう中で本当にこれで大丈夫なのかと。今、川下議員が言われましたように、やっぱり生活ができないと、本来ならば二またかけて何かの仕事をしてながら議員をやっている、これはいいですよ。しかし、本筋なら議員一本でやっていこうという方にとっては、やはりちょっとばかり厳しいんじゃないかなと思いますけれども、そしてまた、例えば、国からの申し出で他の市町村が幾ら下げたと、嬉野市が幾ら下げた、どこどこが幾ら下げたと、そういうふうなデータを見て、そしたらうちも右へ倣えでこれだけ下げたらいいだろうと、そんな余り

関係ないんじゃないですかね、私から言いましたら。よそはよそじゃないですか。太良町はこんな、そりゃあだけれども、うちはこうするぞと。何かお国のあれに、県のあれに、ほかの市町村に合わせておったらそれが無難なような感じがしないでもありませんから、太良は太良で独自で、いや、うちはそんなことはないよと、これをやっていかにやどうにもならんのかからというようなことで、行財政改革が物すごく響いてきていますけれども、そういった面でも私感じるんですけども、太良は別にそういうことはしないでもいいんじゃないかなと反面は思います。

そして、これをこういったニュースじゃないですけども、減額をしたというようなことを十分に町民に知らせてほしいですね。例えば、議員は、わいたちは幾らもらいよつとかと、役場職員はよかのうと、昔は悪かったかもしれませんが。しかし、役場職員は幾らもらいよつとかいと、幾らぐらいもらいよると、たったがしこしか減らんとばいて、町長は幾らもらいよつとかいと、副町長は幾らもらいよつとかいと、教育長は幾らもらいよつとかいて、それであんな、学校の仕事しよらすとかんと、そういう声も出ます。議員もそうです。わいたちはよかのう、年に4回の定例議会で年に何回あれしよるか。と。だけど、こういうふうな厳しい時代であるから、太良町の財政のほうも厳しいし、みんなでほかの市町村も下がっていると。そしてまた、太良町もそういうふうにしていっているんだと。だから、役場職員、議会、町長、副町長、教育長のあれの何%か減らしたことを町民に十分わかるようにですよ。だから、皆さんも頑張ってもらいたいというふうなあれをね。ただの議会だよりのあれだけじゃ見る人もおりません。だから、こういうふうにして厳しい世の中、時代を乗り越えていっているんですよというのを町民自体も認識してほしいと、そういうふうなことをお知らせしてほしいと私は思います。そこら辺はどのように感じておられますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

議員が言われたとおり、ありがたいところもありますけれども、当然、こういうふうな状況が変化になっているという状況も町民の方にお知らせをして、広報等にもそういうお知らせもしたいと思っております。

年1回の給与の実態等については、今現在でも公表しておりますけれども、さらに御指摘のあった部分についても検討しながら今後努力をしたいと思っております。

**○10番（山口光章君）**

そういうことで、要するに町民の方々に十分認識していただいて、ああ、議員も役場職員も本当にこんなして辛抱して減らして一生懸命やっているんだということを常に強くお知らせしていただきたいと思います。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで本臨時議会に付議されました事件は議いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第4回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章

署名議員 木 下 繁 義